

第2章 環境行政の概要



令和5年度 環境に関するポスター 最優秀賞

いしかわ なのは
葉鹿小学校 4年 石川 七葉 さん

第2章 環境行政の概要

1 環境行政のあゆみ

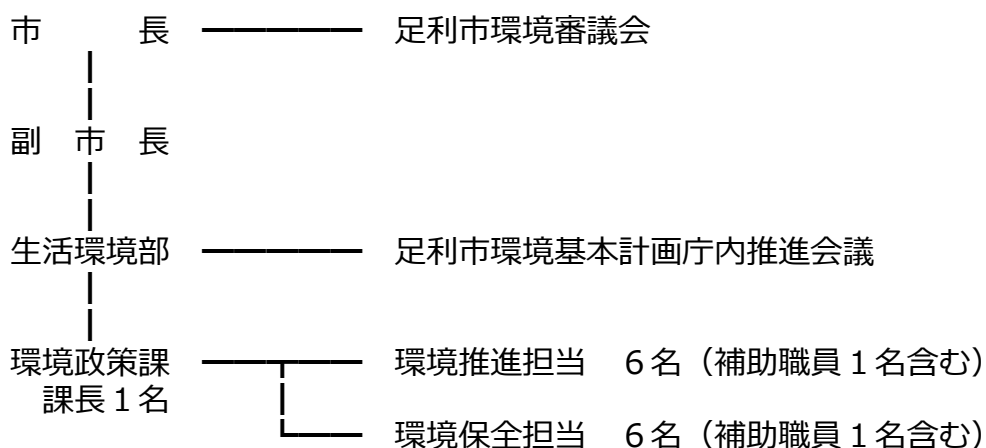
S41. 4. 1	「栃木県公害防止条例」施行 経済部商工課商工係内に公害担当を設ける
S42. 8. 3	「公害対策基本法」施行
S43.12. 1	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」施行
S45. 4. 1	足利市中小企業整備資金融資制度（公害防止設備資金）発足
S45. 8. 1	足利市公害対策部会設置
S46. 1. 1	足利市公害対策連絡会議発足
S46. 6.24	「水質汚濁防止法」施行
S46. 8. 1	総務部内に公害と交通安全対策を一本化した安全課設置
S46.10. 1	市内主要河川の水質監視測定を開始
S46.10. 6	足利市公害モニター委嘱
S46.12.20	大気汚染自動監視測定装置設置 硫黄酸化物計・微風向風速計・一酸化炭素計
S47. 4. 1	足利市公害対策審議会設置
S47. 4.27	オキシダント及び窒素酸化物自動測定装置設置
S47. 5.31	「悪臭防止法」施行
S47. 7.12	「足利市光化学スモッグ暫定対策要領」策定
S48. 5.31	県下初の光化学スモッグ被害発生(佐野市、栃木市、小山市) 合計776人
S48. 6. 6	硫黄酸化物自動測定装置設置
S49. 4. 1	総務部安全課から環境部公害課に独立、同時に公害分析室を新設
S49. 6. 7	炭化水素自動測定装置設置
S49. 7. 3	酸性雨の出現 被害一般9人
S49. 8. 1	「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
S49. 8.13	採石等の許認可に関する市の方針決定
S50. 4.10	「足利市光化学スモッグ対策要領」施行
S50. 7. 3	本市で初の光化学スモッグ被害発生（矢場川小学校児童23名）
S51.12. 1	「振動規制法」施行
S54.11. 1	「足利市悪臭防止指導要綱」施行
S55. 4. 1	「足利市公害防止設備資金利子補給規則」施行
S56. 4. 1	「足利市の公害対策事前協議指導要領」施行 環境部から生活環境部となる
S58.10. 1	「足利市異常水質緊急対策要綱」施行
S61. 1.28	両毛五市公害対策担当職員（現両毛六市環境保全担当）連絡協議会 設立
S61. 8. 4	地下水揚水量等実態調査を実施する（～S62.3）
S62.10.12	環境保全意識の高揚に関する専門委員会を設立
H 1 .3.31	環境保全意識の高揚について調査研究報告書まとまる
H 4. 4. 1	生活環境部公害課から市民生活部環境保全課となる
H 5. 3.30	「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」策定
H 5. 4. 1	環境レポーター制度発足
H 5.11.19	「環境基本法」施行
H 6. 8. 1	「足利市環境審議会規則」施行
H 8. 4. 1	「栃木県環境基本条例」施行
H 8. 4. 1	「足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」施行

H 8. 12. 24	足利市議会で「環境都市宣言」
H11. 4. 8	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
H11. 10.12	足利市環境基本計画」策定
H12. 1.15	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
H12. 4. 1	足利市環境基本条例」施行
H12. 4. 1	足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行
H12. 6. 2	「循環型社会基本法」施行
H12. 6. 7	足利市環境基本計画庁内推進会議設置
H13. 1.25	「足利市役所地球温暖化対策実行計画」策定
H13. 4. 1	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)施行
H14. 7. 1	「足利市グリーン購入調達方針」策定
H15. 2.15	「土壌汚染対策法」施行
H15. 2.21	「市有施設における生ごみ処理機の設置等に関する計画書」策定
H15. 4. 1	市民生活部環境保全課から産業・環境部環境推進課となる
H16. 6. 1	足利市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を開始
H16. 7. 1	「足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例」施行
H17. 2.16	「京都議定書」発効
H17. 2.28	「足利市地域省エネルギービジョン」策定
H17. 4. 1	「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行
H17. 8.17	労働安全衛生法に基づき石綿障害予防規則によりアスベスト調査実施
H18. 3.10	足利市環境基本計画」見直し策定
H18. 4. 1	緑のカーテン事業を開始
H20. 4. 1	可燃ごみ指定袋制を導入
H20. 4.22	バイオディーゼル燃料 (BDF) を市公用車に使用開始 (～H22.3)
H20.11. 1	エコキャップ運動を実施する
H21. 4. 1	産業・環境部環境推進課から生活環境部環境政策課となる
H22. 2. 1	家庭用廃食用油の拠点回収を開始
H22. 3. 1	環境・日めくりカレンダー作成
H23. 3. 2	「第2次足利市環境基本計画」策定
H23. 7.22	「第2次足利市役所地球温暖化対策実行計画」策定
H23. 11. 1	市有施設・通学路における空間放射線量の測定
H24. 2.28	可搬型空間放射線量率モニタリングポスト設置
H24. 3.30	「足利の自然観察ハンドブック」作成
H24. 4. 2	モニタリングポストによる空間線量率の測定結果の公表開始
H24. 4.13	「足利市民総発電所構想」関連事業を実施 スマートグリッド通信インタフェース導入事業 公共施設屋根貸出し事業
H25. 1. 1	節電エコポイント事業を開始
H25. 4. 1	エコ・アクションポイント事業を開始
H25. 4. 1	電気自動車購入費補助金を開始 (～H30.3)
H25. 7. 1	太陽光発電事業を開始
H26. 2. 1	FEMS導入事業 (産業版電力見える化事業) 運用を開始 (～H28.3)
H26. 3.31	電気自動車用急速充電器使用を開始
H27. 2. 1	「足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編」策定
H28. 1.20	「第2次足利市環境基本計画」見直し策定

	「第3次足利市役所地球温暖化対策実行計画」策定
H28. 2.22	日産自動車(株)から、電気自動車「e-NV200」の3年間無償貸与の受け入れ
H28. 3. 1	J-クレジット推進事業認証を受ける
H28. 4 .1	健幸アシスト事業を開始
H28. 7.28	市内で初めてクビアカツヤカミキリの発見報告
H28.10.26	「足利市エネルギー戦略」策定
H28.11.26	パリ協定発効
H29. 6.22	足利市長によるCOOL CHOICE宣言
R 1. 6. 1	「クビアカみつけ隊」活動開始
R 4. 2.24	「第3次足利市環境基本計画」策定
R 4. 4. 5	「第4次足利市役所地球温暖化対策実行計画」策定

2 環境行政組織体制

(1) 機構図 (令和4年4月1日現在)



(2) 足利市環境審議会

本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第44条及び足利市環境基本条例第17条に基づき設置したものです。

構成	学識経験者	8人	市議会議員	1人
	関係行政機関の職員	3人		

令和4年度は、次の事項について調査審議しました。

- ・第2次足利市環境基本計画改訂版に基づく施策の実施状況及び足利市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく施策の実施状況について
- ・第3次足利市役所地球温暖化対策実行計画に基づく調査結果について
- ・特定外来生物 クビアカツヤカミキリの対応について
- ・第3次足利市環境基本計画について
- ・第4次足利市役所地球温暖化対策実行計画について

(3) 足利市環境基本計画庁内推進会議（令和4年4月1日現在）

本市の環境行政を効果的、積極的に推進するため、足利市環境基本計画に基づき設置したものです。

構成 会長 生活環境部長

総合政策部	総合政策課長、危機管理課長
行政経営部	行政管理課長、契約管財課長
健康福祉部	健康増進課長
生活環境部	クリーン推進課長、環境政策課長、市民生活課長
産業観光部	商業にぎわい課長、産業ものづくり課長、観光まちづくり課長、農政課長、農林整備課長
都市建設部	都市計画課長、市街地整備課長、道路河川整備課長、道路河川保全課長
上下水道部	下水道施設課長
消防本部	警防課長
教育委員会	教育総務課長、生涯学習課長、文化課長、史跡足利学校事務所長、学校教育課長

3 足利市環境基本条例

環境の保全についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めた足利市環境基本条例を平成11年10月に制定しました。（条例の全文は、末尾の参考資料に掲載）

4 足利市環境基本計画

足利市環境基本条例第8条に基づき、まちづくりの都市像と環境の保全に関する基本理念を踏まえ、「自然と人と歴史が共生するうるおいのある あしかが」をめざして、平成11年10月に足利市環境基本計画を策定しました。

さらに、平成23年3月に、平成23年度から平成32年度まで計画期間10年間とした第2次足利市環境基本計画を策定しましたが、近年の地球温暖化対策や生物多様性の確保などさらなる環境問題に対応するため、平成27年3月に、平成28年度から平成32年度まで後期5年間の計画の見直しを行いました。

この計画は足利市総合計画と整合性を図る必要がありますが、計画終了年度が一致していないことから、次期環境基本計画の策定を令和4(2022)年度から始まる次期総合計画と一体的に行うため、令和2年10月に第2次環境基本計画の計画期間を令和3年度まで1年間延長し、令和4年度からの「豊かな自然と人と歴史が調和する 環境にやさしいまち足利」を目指す令和11年度までを計画として第3次足利市環境基本計画を策定しました。

第3次計画に掲げた環境目標

- ①【地球環境】 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します
- ②【自然環境】 豊かな自然を未来に守り継ぎます
- ③【生活環境】 健康で安心して暮らせる環境を守ります
- ④【快適環境】 自然と歴史が調和した快適な環境を整備します
- ⑤【環境教育】 多様な主体とともに環境保全に取り組みます